

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 高梨 哲彦

市町村名 (市町村コード)	太子町 (083640)
地域名 (地域内農業集落名)	袋田2 (久野瀬・北田気・池田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内耕作者の平均年齢は、〇歳となっており、耕作者の高齢化、後継者不足により現在の耕作地〇ha中〇haが耕作者不在となる恐れがある。(〇部分は、対象となる農地の確定後に追記することとした。)
当地域内の主要作物は水稻・果樹であるが、価格の低下や、人口減少により農家数は減少傾向であり、担い手の確保が急務である。
農家数の減少により、草刈り等の農地の保安全管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域内の主要作物は水稻・果樹であり、中心となる経営体へ農地の集積及び集約による規模拡大を進め、農作業の効率化・コスト縮減を図る。また、自給的農家についても、地域内での共同作業を進め、農作業の効率化や経費削減により、持続可能性を高める。
地域内の所得向上、遊休農地対策として枝物の普及促進を行う。
新規就農者、担い手の育成を町と連携し推進すると共に、後継者対策として兼業農家の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ①農地を集積し、今後拡大の可能性がある地区の「農業の担い手」の農地
- ②10年後の主な耕作者(10年後も耕作を継続している方で、地区内に1ha以上耕作面積(予定)のある方の農地)
- ③認定農業者・青年等新規就農者の農地
- ④奥久慈りんご部会構成員の農地
- ⑤中山間地域等直接支払制度の対象農地
- ⑥多面的機能支払交付金の対象農地
- ⑦その他(座談会等で意見のあった農地)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、面積の拡大を農業委員と農地利用最適化推進委員が調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
保全エリア以外を重点実施区域とし、将来の経営農地の集約化を目指し、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備の必要性について、担い手を中心に検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者支援について、認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで支援していく。 兼業農家を含め、農家数の維持に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等の委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦草刈りに関する団体やNPO法人の研究に取り組む。				